

自動車整備技術研修等規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人熊本県自動車整備振興会（以下「整備振興会」という。）が、一般会員及び団体会員等に対して行う技術研修において、職員の指導料及び整備振興会所有の実習棟以外で行う交通費について定めるものとする。

第2条（申込方法）

整備振興会の技術研修を受講しようとする者は、別紙に定める申込書に該当事項を記載の上、申請を行うものとする。

2 整備振興会は、行事予定や諸事情を勘案の上、実施できる場合にあってはそれを受諾する。

第3条（研修内容）

技術研修については、下記に掲げる内容を行うものとする。

- (1) 各メーカーにおける新技術
- (2) エンジンの故障診断
- (3) その他の研修

第4条（諸費用）

技術研修を行うに当たっては、一職員の指導に対し 5,000 円（税別）とし、当該現場において 4 時間以内とする。

2 前項の時間を超える場合は、10,000 円（税別）とする。

3 交通費として 5,000 円（税別）を必要とする。又、テキスト等が必要な場合は、応分の費用を請求する。

4 別途消費税を転嫁する。

5 その他費用が発生する場合は、別途費用を請求する。

第5条（払込方法）

前条の諸費用の振込については、整備振興会が指定する銀行口座への振込若しくは、現金を以て支払うものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。